

第3回 飯山市特別職報酬等審議会 議事録

期 日 令和3年11月24日（水） 午後2時00分

場 所 飯山市役所 第3委員会室

出席者 委員8名、事務局5名

1 開会

2 会長挨拶

（会長） 本日で3回目の会議ということで、12月末までに答申できるよう内容を固めていきたい。

3 審議

(1) 前回質問のあった事項について

ア 類似団体の特別職報酬と実質公債費について（資料 No. 20）

資料 No. 20 について事務局から説明。

当市よりも報酬額と公債費比率共に高い団体もあり、特段関連性は読み取れない。

イ 一般会計予算額と特別職人件費比率について（資料 No. 21）

資料 No. 21 について事務局から説明。

前回会議の資料に近隣市町村と報酬改定案のうち最大改定率を採用した場合の人件費比率を追加したもの。

ウ 飯山市の財政状況について（資料 No. 22）

資料 No. 22 について事務局から説明。

市債発行額の推移について、H27 年度は新幹線駅関係、駅西線整備、給食センター整備、R 元年度と R2 年度は若者住宅整備、防災無線整備、台風 19 号災害関係。

基金についてはふるさと納税が好調、将来負担比率は R2 年度で 0 %。

(2) 特別職報酬等の改定試算（案）について（資料 No. 23～25）

事務局から資料 No. 23～25 について説明。

改定案の基本的な考え方は、1 期 4 年（教育長は 3 年）の総額で近隣の町村より高く、県下 18 市よりも低くなる範囲で、下限から上限まで 5 つの改定案を試算。

期末手当の支給率は、国家公務員特別職に準拠することとし、県下他市の現状に合わせ、今後は人事院勧告で変わるようにしたい。

退職手当の支給割合は県下他市と比較すると若干高めになっているので、18 市の平均にしたい。

- (会長) 経済状況等を考慮して附帯意見を付けることも考えられる。答申はそのまま採用されるのか。
- (総務部長) もちろん答申が一番尊重される。市でも経済状況等を考慮し、上げ方や施行時期などは十分配慮したい。
- (委員) そのあたり配慮できるような附帯意見を付けての答申が望ましい。
- (会長) 皆さんご意見ありますか。
- (委員) 前回上げ幅が1割を超えるのはどうかという話があったが、元々のスタートが町村より低いのは変だという前提の中で、現在の金額がかなり低いこともあり、計算上仕方ない部分はある。
- (委員) 県下18市と近隣町村の間ぐらいなのかなと。もしくは改定案5に上げておいて、人事院勧告や経済状況を見て下げるのもいいと思う。
- (会長) 期末手当は今まで変えているのか。
- (庶務課長) 他市では人事院勧告の国家公務員の特別職に合わせて変えている。当市では審議会の附帯事項のため変えていないのが現状。他市の状況に合わせて人事院勧告で変わるようにしていきたい。
- (会長) 人事院勧告でできるところは審議会の付議事項とせず、人事院勧告で変えていくのがいいのではないか。
- (委員) そういうところは他市の状況に合わせて方がいい。
- (委員) コロナもだいぶ良くなってはきている。コロナ後の景気なども考えて今後審議会は定期的開催し、他市との差を埋めるようにしてほしい。
- (委員) 個人的にはパート等の時給も他市より安いと感じている。特別職とのバランスをとることも必要。特別職の報酬は近隣町村よりも高くという話はしたが上げ率は高いという感想。審議会は定期的開催してほしい。
- (会長) これまで長く改定されることがなかったことが、上げ幅が一気に大きく出してしまう原因だと思う。
- (委員) 前回までの資料と併せて見ていたが、概ね説明しやすいロジックではあると感じる。時間を止めすぎていた分を現在の状況に合わせたものにするというベースで説明はできているのかなと思う。どこかで上げておかないと引き算もできないという意味では、今後を考えると対応しやすいのではないか。
- (委員) これから大きな事業もあり市民感情が心配だが、近隣や類似団体の状況を考えると上げざるを得ない。一気にではなく徐々に上げていくのもいいのではないか。
- (委員) 私たちの代表者の皆さんなので十分に活躍してもらわなければならない。一定の落としどころを見つけられないといけない。
- (会長) 改定案1は近隣の町と同じなので、2か3あたりで中間の3が良いのでは。目安として副市長は8割、教育長は7割くらいか。

- (委員) 改定案2や4は数字として根拠が薄い。理事者の改定率は市長の改定率に合わせる方が分かりやすくいいのではないかな。
- (会長) 11%にそろえると総額はどうか。
- (事務局) 11%にそろえても総額で近隣の町村より上で18市より下になる。
- (会長) 前回の改定はどのくらいか。
- (庶務課長) 前回平成19年の改定では、市長と副市長は月額でマイナス11%、教育長はマイナス9.9%の改定でした。
- (会長) 前回から時間が空きすぎてしまった。14年経って前回落とした分を戻すという考えでいきたい。1期4年の総報酬で11%ほどの改定率でまとめてもらいたい。
- (総務部長) 月額ですと副市長と教育長は近隣町村よりも低くなる計算ですが、1期4年の総額では上になるということで、総額で11%ほどの改定率でまとめたい。

【以下議員報酬について】

事務局から資料No.24~25の議員報酬について説明。

- (庶務課長) 前提として理事者の報酬との違いは、議員報酬は現状でも近隣町村より高く18市よりも低い位置にいます。そのため18市より高くないよう試算し、改定案6として期末手当のみを改定する案も作成しました。
- (会長) 議員報酬の議論では、どうしても人数のことも考えざるを得ない。そのあたり附帯意見として付けることも考えたい。現在の人数は。
- (事務局) 定数は16人で、現在は1人欠員の15人となっています。
- (会長) なり手を増やすということを考えるとある程度上げることも必要か。
- (委員) 現状近隣町村より高いことを考慮すると上げ幅は小さくていいのではないかな。
- (会長) 近隣町村は金額が低いので18市を参考にするしかないと思う。
- (委員) 議員報酬についても理事者の改定率に合わせてらどうか。
- (委員) 選挙で選ばれるという意味では合わせてもいいと思う。28万円くらいで考えると11%ほどになるか。
- (庶務課長) 総額で11%上げる計算だと月額で282,000円です。
- (委員) 14年前の改定率は。
- (事務局) 14年前の改定はマイナス3.7%です。
- (委員) そうすると14年前の率を回復するという意味では改定案6もありではないかな。
- (委員) その考え方でいいと思う。
- (会長) 理事者とのバランスを考えて改定案6で月額を3.5%上げるとどうなるか。
- (事務局) 月額が273,000円ほどになり、総額で7.4%ほどの改定になります。

(会長) そのあたりで改定案を作成し次回確認したい。

(3) 報酬改定の施行時期について (資料 No. 26)

資料 No. 26 について事務局から説明。

市長は次の選挙で選任された者の任期から、副市長、教育長は4月から、議員は次の選挙で選任された者の任期からで考えている。

(会長) 時期については経済状況などを踏まえて十分配慮すること。

(4) 飯山市特別職報酬等審議会条例について (資料 No. 27)

資料 No. 27 について事務局から説明。

(総務部長) 先ほどもお話しに挙りましたが、他市の状況に合わせ期末手当の支給率を審議会に諮らずに人事院勧告で改定できるようにするものです。

(5) 退職手当に係る在職期間について (資料 No. 28)

資料 No. 28 について事務局から説明。

(総務部長) 前回話しに挙りましたが、市長の退職手当の在職期間について、再任された場合に通算できるようにするものです。支給金額自体に変更はありません。

(会長) 場合によっては1期で支給してもらいたいということも考えられるので、本人の選択制にするのが良い。

(6) 今後のスケジュールについて

(事務局) 次回は12月20日(月)午後1時30分からで答申内容の確認をお願いします。答申は12月27日(月)10時00分から予定しています。会長と職務代理の出席をお願いします。

4 その他

(会長) 議員の委員長手当については。

(事務局) 他市町村の状況を見ると町村では手当があるところもあるようです。市では東御市だけある状況です。手当を新設する場合には、今の議長、副議長、議員という報酬体系の他に、新たに委員長報酬というものを作ることになるかと思います。

(会長) 県内の市ではほとんど見られないということで、今回は手当を新しく作ることは見送り、報酬の改定で対応するのがいいのではないか。

全会一致で、委員長手当の創設については見送ることになった。

(委員) 答申にはどのように反映させるか。

(会長) 事務局で検討し次回確認することとしたい。

5 次回開催日について

令和3年12月20日（月） 午後1時30分から午後3時00分まで

6 閉会